

## イギリスにおける犯罪被害者等への経済的支援制度（2）

於：内閣府・第6回「犯罪被害給付制度の拡  
充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」  
2012年5月14日 同志社大学 奥村 正雄

### I はじめに

- 1 犯罪被害補償制度(Criminal Injuries Compensation Scheme)
- 2 海外テロ被害補償制度(Victims of Overseas Terrorism Compensation Scheme)

### II 犯罪被害補償制度に関する現地調査結果

#### 1. 訪問先機関

法務省(Ministry of Justice)

犯罪被害補償審査会 (Criminal Injuries Compensation Authority)

ヴィクティム・サポート本部(Victim Support National Centre)

#### 2. C I C Sについて

(1) 運営組織：犯罪被害補償審査会・グラスゴーに本部

責任官庁：法務省・スコットランド政府

適用範囲：

・場所的適用範囲：グレート・ブリテン（イングランド、ウェールズ及びスコットランド）。グレート・ブリテン籍の飛行機または船舶内も含む、

\*北アイルランド～別個の犯罪被害補償制度

・人的適用範囲：国籍を問わない（英国市民である必要なし）

(2) 根拠法令：

1995年犯罪被害補償法 (The Criminal Injuries Compensation Act 1995)

2004年DV, 犯罪及び被害者法 (The Domestic Violence, Crime and  
Victims Act 2004,) s.57

2010年犯罪及び安全法 (The Crime and Security Act 2010) ss.47-54

(3) 理念・趣旨 (資料2 p 1) : 1995年法制定時の内務省の説明「国は、市民が他人の暴力行為によって被った障害に対して責任はないが、暴力事犯の落ち度のない被害者に対して、一般社会を代表して裁定した補償額の給付によって社会の連帯感と同情心を実際に表明することにある。」～1964年スキーム以降と同様

(4) 財源 (資料2 p 1) : 国の一般財源

\*刑罰賦課金 (Victim Surcharge) ～財源化の予定なし

(5) 給付実績 (資料2 p 4) : 2010年度

申請件数 ; 61,292件 (解決数 : 64,768件)

補償額の総額；£2億8106万（イングランド＝ウェールズ・£2億5,549万，  
スコットランド・£25,157）

### III 2008 スキームの内容（2008年11月3日以降）

#### 1. 給付の申請

(1) 前制度（2001年スキーム）との変更点；

①不服申立機関：犯罪被害補償上訴委員会（CICAP）→「第1段階審査会」（  
First-tier Tribunal）

②「障害等級表」（Tariff Scheme）の一部修正

③その他：旧制度では外国で発生した犯罪事件の結果，グレート・ブリテンで精神障害を受けた場合にも申請ができるかが問題となったため，新制度はこれを認めない趣旨から，犯罪の発生をグレート・ブリテンに限定（6項）

(2) 申請者；1964年8月1日以降に犯罪被害で傷害を受けた者，あるいは同日以降に犯罪被害を受けた者が死亡した場合の有資格の申請者

(3) 申請期限（資料2 p 2）：事件発生後，2年以内。ただし，被害の状況から2年以内の申請が困難とみなされる場合を除く～遡及適用なし

(4) 犯罪被害：グレート・ブリテンで発生した犯罪被害で受けた傷害・死亡

①暴力犯罪（放火，毒物投与も含む）

②自動車転覆等罪の事件による被害者の死亡または重傷害を目撃した鉄道従業者で心身に重大な障害を負った者

③犯人もしくは被疑者の逮捕もしくは逮捕行為の着手，犯罪防止もしくはその着手，またはこれらの業務に従事する司法警察職員に協力した際に障害を負った者

(5) 欠格事由

①1964年8月1日以前に被害を受けた場合

②同じ被害について，既に現行制度以外に他の制度に基づき申請をした場合（意図的な二重申請は，詐欺未遂罪で処罰可能性）

③1979年10月1日以前に，被害者と加害者が同じ世帯で家族として同居

④暴力犯罪がグレート・ブリテン以外で発生した場合

(6) 裁定額の減額・不支給（資料2 p 1）

①申請者が警察その他の関係機関へ犯罪の通報を怠った場合

②申請者が警察に協力しなかった場合

③申請者が申請に関して犯罪被害補償審査会に協力しなかった場合

④事件の前後における申請者の行動が，満額の裁定を不相当とする場合，もしくは

⑤申請者の前科があることにより，満額もしくは裁定それ自体不相当となる場合（ただし，ペナルティ・ポイント参照）

@前科のある父親が殺害された場合の子供への補償～補償対象の提案

## (7) ペナルティ・ポイント制度

申請者が、過去言い渡された有罪判決について、所定の更生期間を経たとみなされない場合（刑の種別による更生期間は 1974 年犯罪者更生法（The Rehabilitation of Offenders Act 1974）が定める。2 年 6 月以上の拘禁刑の場合は常に執行済みとみなされない。）及び当該被害事件後に別の事件で有罪判決を受けた場合は、犯罪歴として 1 点（10%）から 10 点（100%）までの範囲内で裁量により点数が決まり、給付が減額される。

## (8) 家庭内暴力（資料 2 p 2）

被害時に加害者が被害者と同居している場合は裁定が行われない。ただし、申請が出される前に、加害者が訴追され、もしくは被害者との同居を止めたときを除く。

## 2. 障害等級表に基づく裁定（資料 2 p 3）

### (1) 身体の傷害（personal injury）

- a) 身体の傷害：身体の傷害（致死を含む）、性的虐待・性暴力、精神的障害（身体障害を伴わない精神的障害・精神病は原則補償の対象外。ただし、被害者が身体障害を受ける相当のおそれがあったとき、親密な関係にある者が暴力犯罪の被害に遭ったのを目撃したとき、同意のない性犯罪の被害者であったとき、鉄道従業者が勤務中に事故により人の死傷結果を目撃したときを除く。）
- b) 基本的に 1996 年スキーム及び 2001 年スキームと同様、障害の程度に応じて、1 等級（£1000）～25 等級（£25 万）

### (2) 2008 年スキームにおける障害等級の変更

- ①精神的障害：性暴力による精神的障害に対し（ただしその障害は不治の疾病で、精神科の予後による確認が必要）17 等級と 18 等級の裁定額を追加  
強姦・強制わいせつによる重度の身体的・精神的障害に対し、裁定額が £30000 → £40000 に増額
- ②脳の障害：脳の障害に対する裁定～被害者のニーズに合わせ従来よりも詳細に裁定の範囲付けがなされ、裁定額も増額（例；2001 年スキームでは £16000 と評価された通常の脳の障害につき、2008 年スキームでは £27000～£82000 の間で 3 等級に分けられた
- ③歯の障害：前歯の喪失～£1750（2001 年）→£3,300（2008 年）
- ④手・腕：片手・腕の喪失～£44000→£55000  
両親指の喪失～£33000→£55000
- ⑤内臓の障害：腎臓の喪失～£22000→£11000  
脾臓の喪失～£4400→£11000

### 3. 所得喪失または就労能力の喪失の補償（資料2 p 3）

重傷害で28週間を超える期間の所得または就労の喪失に対する補償  
(28週間までは、雇用主による「法定疾病給与」)

・被雇用者は1年間の所得証明，自営業者は3年間の事業収入証明が必要

- ①就労不能が犯罪被害の直接の結果であること
- ②逸失利益の請求
- ③税金の滞納や，国の給付金を不正取得がある場合は，検討の対象となる
- ④仮払いした場合は，返還を求めることがある。(×実例なし)

#### 併給調整（被害者からの回収）（資料2 p 3）

⑤給付額：申請時点における全国平均賃金（週給）の1.5倍

[全国平均賃金2010年2月現在・週給£733.50（年俸£38,132）]

2011年現在・週給£751.50（年俸£39000）

### 4. 特別経費（資料2 p 4）

重傷害で28週間を超える期間の所得または就労の能力の喪失がある場合  
追加的補償として，特別経費についての補償～傷害を受けた日まで遡及

- ① 申請者が従前に使用していた身体用の補助器具が犯罪の被害により直接の結果として喪失または損害があった場合
- ② 傷害に対する国民健康保険（NHS）に関連した医療費の患者負担分
- ③ 傷害に対する保険適用外の私的な治療の費用（申請係官が相当と認める場合）
- ④ 特別の装置費用，住宅改造費，身体機能や食事の調理に係るケア費用，自傷他害のおそれを避けるための見守り費用（地方自治体，NHS その他の機関の支給を除く）

### 5. 裁定額の調整

\* 公的給付の二重支払いを避ける

- ① 社会保障制度その他の公的給付がある場合は減額調整
- ② 雇用主による雇用保険の支払がある場合は減額調整
- ③ 障害者生活支援手当（Disability Living Allowance）の給付がある場合はケア費用給付との減額調整
- ④ 個人で掛けた保険の支払がある場合は調整なし
- ⑤ 年金との調整～犯罪被害を理由に申請者が通常の退職年齢に先立って年金が支給される場合は，一定額の年金が所得喪失の申請から控除される。

## 6. 被害者が死亡した場合の補償

### (1) 申請資格者

- ①被害者の配偶者またはパートナー
  - ②被害者の元配偶者またはパートナーで、死亡の直前まで被害者に生計依存
  - ③内縁関係（同性の場合を含む）
  - ④被害者の親権者
  - ⑤被害者の子（18歳未満に限定されない。成人の子や胎児も含む）
- \*被害者の死亡前に被害補償金が給付された場合でも、死亡後に請求可能
- \*被害者の死亡に帰責事由のある者は請求できない
- \*被害者と破綻した関係にある元配偶者・パートナーは請求できない

### (2) 給付内容

- ①葬儀費用（合理的とみなされる額。被害者に前科がある場合は検討対象）
  - ②標準の補償額：£11000。申請者が2名以上の場合～各人に£5500
  - ③生計維持関係（資料2 p 3）：被害者に生計関係を依存～被害者死亡前後の家庭の収入を比較し、遺族が被害者から経済的に独立するまでの期間（配偶者の場合は通常被害者の定年退職まで。児童の場合は就学期間の終了まで。）
  - ④養育費の喪失（申請者が18歳未満の児童の場合）；18歳に達するまで年額£2000
- \*総額£50万以内
- ⑤心理カウンセリング（資料2 p 3）

## 7. 裁定額の給付

### (1) 一括払い

- ①治療状態や経済的損失が明白な場合に限る。それが明白になるのに時間がかかるが、補償対象になることが明らかな場合は、仮払いの可能性。
  - ②申請者の利益（一定期間収入を確保する）のために、同人と同意のうえ、一括払いの代わりに、信託の方法で裁定額を年金の全部または一部に充てることが可能。
  - ③経済管理能力のある成人に対する支払い
- \*通常は、金融機関の申請人の口座に振込
- ④経済管理能力のない成人に対する支払い
- \*申請者には経済管理の判断能力がないとみなされた場合は、同人の法定の成年後見人に支払い
- ⑤18歳未満の児童に対する支払い
- \*一般の方針；申請者が18歳になった時点で受領できるように、その名義で銀行口座に通知預金の形態で預入れ。ただし、児童の教育、福祉に必要と判断される場合は、事前給付可能。
- \*申請者が年長少年（16, 17歳）で独立生活している場合、裁定額の全額給付可能。

## 8. 求償（資料2 p 4）

\*2004年DV,犯罪及び被害者法57条を1995年犯罪被害補償法7条の後に挿入  
国務大臣は、犯罪の被害に関して給付した補償金の全額または一部を、当該犯罪被害を惹起して有罪となった犯人から求償できる～未施行。2008年スキームに規定なし

## 9. 不服申立（資料2 p 5）

### （1）CICAの裁定の再審査請求

- ①申立理由：申請者が、裁定の誤り、被害に関連した情報の考慮がない、誤った情報に基づく判断が行われたと考え、さらに検討を求める情報を有する場合
- ②申立期間；裁定の決定の日から90日以内
- ③申立方法：書面による
- ④審査員：当初の給付申請を処理した者とは別の審査係官
- ⑤再審査期間：6週間以内を目標

### （2）第1段階審査会への上訴←CICAの再審査決定に対する不服申立

**First-tier Tribunal**（2007年審査会，裁判所及び執行法による独立の機関）

- ①構成員；囑託の審査会裁判官1名，医療関係者1名，一般人1名（全体で70名）
- ②申立：CICAの再審査結果とともに上訴申立書の通知→申請人→1ヵ月以内に送付
- ③上訴の対象：1996年4月1日以降にCICAが行った裁定の再審査決定
- ④審問の有無：申請の内容により，審問を開くかどうかを決定→CICAと申請者に通知
- ⑤審問の開催：2,3名の審査員，CICAの代表の前でヒアリング，証人の参加も可能  
申請者本人以外の，弁護士，Victim Support，家族等の代理も可能
- ⑥審問の非開催：囑託の審査会裁判官に送付→決定結果を申請者に送付

|  
決定に不服の場合～ヒアリングによる再検討の要求→審問の開催

## IV 海外テロ被害補償制度（資料2 p 2）

2010年犯罪及び安全法（47～54条）

### 1. 海外でのテロ被害に対する補償

- \*海外でのテロ～犯罪被害補償制度の対象外→公的補償の立法化の声
- \*制度趣旨：基本的に現行の犯罪被害補償制度と同じ

#### （1）対象

- ①UK（グレート・ブリテン及び北アイルランド。）以外の国で発生したテロによる傷害
- ②2010年1月18日以降の被害

- ③テロの意義は 2000 年テロリズム法 1 条に規定のもの、及び
- ④国務大臣がすべての状況を考慮して、テロに該当するとみなしたもの

## (2) 補償制度

- ①申請適格：被害者の国籍、現住所、居住期間等を考慮して決定（UK 国民に限定しない。  
事件直前に最低 3 年 UK に在住の EU, EEA 加盟国の国籍を有する者も含む。）
- ②給付：傷害の性質、所得の喪失、特別経費、その他適切と思われる要素を考慮し決定

## 2. 任意の見舞金 (ex gratia) スキーム～2012 年 4 月 1 日から発足予定

- ①申請適格：2002 年 1 月 1 日以降にテロによる傷害の直接の結果として障害が継続している者（UK 国民に限定しない。事件直前に最低 3 年 UK に在住の EU, EEA 加盟国の国籍を有する者も含む。）
- ②給付：現行の 2008 年スキームの障害等級表に基づく給付のみ  
\*ただし、逸失利益や特別経費、遺族給付は不支給

## V 英国赤十字社海外テロ被害者救援基金

\*テロ被害者に対する迅速な経済支援～犯罪被害補償ではない

### (1) 対象

- ①UK 以外の国で発生したテロの被害による傷害
- ②申請者：UK 国民、UK に合法的に居住する外国人
- ③2006 年 3 月以降の被害

### (2) 給付

- ①上限：£ 15000
- ②被害直後：被害者遺族または重傷害被害者に £ 3000
- ③追加給付：遺族または、傷害を負い 5 日以上入院治療を要する者に £ 12000

## VI 2008 年スキームの改正予定 (資料 2 p 5)

Getting it Right for Victims and Witnesses (Ministry of Justice, 2012)

@財政負担の軽減 (年間 £ 2 億以上のコスト～下限の 5 段階の等級の廃止で £ 35m から £ 45m 削減可能)

- (1) 犯罪被害補償制度から損害賠償へのシフト～犯人による損害回復努力の重視

↓

損害賠償命令 (Compensation Order) の強化

例；治安判事裁判所での言渡し上限 £ 5000 を外す、差押命令による犯人の資産の取立て

- (2) 犯罪被害補償制度の改正

- ①等級及び補償額の改正

- 重傷の被害者には充実した手厚い補償・軽傷の被害者は補償対象外（NHS の対象）
  - 第 1 等級 £ 1000～第 5 等級 £ 2000←廃止（2010 年度で等級表による裁定の 49.37 %）
  - 第 6 等級 £ 2500→£ 1000（40%），第 7 等級 £ 3300→£ 1500（45%）
  - 第 8 等級 £ 3800→£ 1800（47%），第 9 等級 £ 4400→£ 2400（55%）
  - 第 10 等級 £ 5500→£ 3500（64%），第 11 等級 £ 6600→£ 4600（70%）
  - 第 12 等級 £ 8200→£ 6200（76%）
  - 第 13 等級 £ 11000（100%）⇔第 25 等級 £ 250000（100%）

- 傷付きやすい被害者グループ（性暴力，家庭内暴力の被害者等）の被害への関心  
傷害が明白でない場合や数量化しにくい場合があっても，被害の事実の理解
- 代替規定（他の国による給付金）の考慮
- よりシンプルで利用しやすいスキームへ

#### ②場所的適用範囲←UK との結び付き重視

現行制度：グレート・ブリテンにおいて暴力犯罪により傷害を被った者

改正案：申請者は，事件発生時に UK に最低 6 か月間合法的に在住していること

（a.EU 及び EEA の国民，b.暴力犯罪被害補償に関するヨーロッパ協定を批准した前項以外の国の国民，EU 指令に係る人身売買の被害者は，6 か月要件なし）→EU 等以外の国の国民，旅行者は補償対象外

- ③事件の通報と協力～事件後相当程度迅速に警察に事件通報せず，または犯人を司法による裁きの対象とすることにつき相当程度迅速に協力しない場合→不支給の対象

#### ④過去の犯罪歴

\*申請者（被害者）に前科がある場合

\*被害者死亡の場合における被害者及び申請者（遺族）に前科がある場合

現行制度；減額・不支給の対象（上掲 1974 年犯罪者更生法所定の更生期間の基準を用いる）

改正案；死亡被害者の前科は，原則問わない

（理由）あらゆる事案につき，前科を問うことは，被害者に経済的依存関係にある落ち度のない遺族に不利益になる。

ただし，死亡被害者の前科となる犯罪が極めて重大であるため（終身刑を宣告されている場合や児童に対する重大な性的虐待の場合など、更生期間の基準が適用されない場合），例外的に，補償裁定が不相当と思われるような場合についての対応として，下記のような提案が出されている。

選択肢 A（法務省意見）；過去、被害者が言い渡された刑について 1974 年法所定の更生期間を経たとみなされない場合は，例外的事情がない限りすべて補償裁定の対象外

選択肢 B；暴力・性犯罪等のように裁定の対象となりうる犯罪により過去、被害者が言い渡された刑について 1974 年法所定の更生期間を経たとみなされない



者場合は、すべて補償裁定の対象外であるが、その他の罪で被害者が言い渡された刑について1974年法所定の更生期間を経たとみなされない場合は、裁量により、補償裁定の不支給・減額の対象

#### ⑤逸失利益の改正の原則

- ・支給～28週間後の逸失利益は各年単位で支給
- ・逸失利益の支給～就労能力の喪失など犯罪被害により重傷害を負わされた者に限定
- ・逸失利益の支給～事件当時に就労履歴のある者に限定

\*逸失利益の支給～就労能力を失ったかなり限定した申請者に限定

選択肢 A：年間の正味の逸失利益の上限を£12600にし、申請者に他の収入がある場合は、これを調整対象とする。

選択肢 B1：申請者全てに法定の疾病給付と一律に同額を支給し、申請者のその他の収入がある場合にこれを調整対象にしない。

選択肢 B2：選択肢1と同様であるが、申請者が£12600を超える雇用基金からの給付による収入を得た年には支給を行わない。

⑥求償権の行使～被害者に支給した額をCICSの申請係官が犯人から求償できる権限

### VII 刑罰賦課金(Victim Surcharge)の改正

@政府：犯罪被害者支援対策に年間£66m←刑罰賦課金は£10m

現行制度：罰金刑の言渡しに賦課して一律£15を科す。

改正案：罰金刑に限定せず、成人と少年の場合を区別し、増額

#### ①18歳以上の場合

条件付き免責～一律£15

罰金刑～罰金額の10%（下限£20～上限£120）

社会奉仕命令～一律£60

秩序違反行為に対する反則金通知(Penalty Notice for Disorder)～£10～90

拘禁刑（執行猶予も含む）～6月以下；£80, 6月以上2年以下；£100, 2年以上£120

#### ②18歳未満の場合（16歳未満は親権者）

条件付き免責～一律£10

社会奉仕命令；一律£15

拘禁刑：一律£20

### VIII 各界の反応

#### 1. Victim Support

##### (1) 犯罪被害補償制度について

○申請から裁定までに時間がかかり過ぎている点（1年以上32%、2年以上14%）は問題があるが、重傷害の被害者とともに、性犯罪や虐待の被害者に対する補償を重

視する改正の方向性は妥当

- 事件当時において被害者の UK 滞在 6 か月ルールは申請要件とすべきではない
- 事件の通報と協力～事件通報や犯人逮捕等に相当程度迅速に協力しない場合に不支給の対象にするとの提案について、児童虐待や性的虐待の被害者については事件後迅速な通報が困難なことを、また被害者がトラウマに陥ったり、犯人から脅されていたりして協力困難な場合があるが、これらを理由に差別的取り扱いをすべきでない。
- 前科に関する選択肢 A に反対、B に賛成～犯罪被害者が、自ら被った犯罪被害とは無関係の犯罪につき刑の執行済みではないことを理由に補償に関して差別されるべきではない。
- 等級及び補償額の改正～等級 1 ないし 5 の補償を廃止することに反対
- 逸失利益の支給の上限を £ 12600 に限定することに反対。この限定は、被った傷害のために就労能力を喪失した高額所得者にとり著しく不利益となる
- 求償権の行使～反対。犯罪被害者に支給された裁定額が犯人も知るところとなることが被害者にもわかれば、申請をためらうおそれがある。このことは、被害者の最善の利益とならず、そのプライバシーも侵すおそれがある。

## 2. Galop

- 等級及び補償額の改正～補償の対象を重大な傷害に限定し、低い等級の補償を廃止することに反対。重大な傷害ではなくても深刻な影響を受けるヘイトクライムの被害者が多くいる。
- 就労能力の喪失者に対する逸失利益の補償額の制限に反対。長期間の就労能力の喪失により、社会保障の申請では解決しない重大な経済的影響を受ける被害者が少なくない。
- 事件の迅速な通報と捜査協力が無い場合に不支給対象にすることに反対。被害者の中には拒否的な同性愛嫌悪者の反応を恐れるがゆえに警察に直ちに通報しない者がいる。
- 前科の考慮につき、犯罪被害者は、当該事件と無関係の事件につき前科がある場合には非難されるべきではなく、補償裁定の対象とすべきである。

<参考文献>

The Criminal Injuries Compensation Scheme 2008

Guide to the Criminal Injuries Compensation Scheme

CICA; Annual Reports and Accounts 2010-11

L.Begley *et al.*, Criminal Injuries Compensation Claims 2008 (2010)

E.Lawson *et al.*, The Domestic Violence, Crime and Victims Act 2004(2005)

Getting it Right for Victims and Witnesses; Consultation Paper CP3 (Ministry of Justice,

2012)

Victim Support's response to 'Getting it right for victims and witnesses (VS, 2012)

Getting it Right for Victims and Witnesses; Consultation Response (Galop, 2012)